

## 浜松市母子保護実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく母子保護の実施について、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）及び浜松市児童福祉法施行細則（平成8年浜松市規則第53号。以下「細則」という。）に定めるところによるほか、必要な事項を定める。

### (対象者)

第2条 母子生活支援施設（以下「施設」という。）における保護の実施（以下「母子保護の実施」という。）の対象となる者は、浜松市に居住する母子のうち、保護者が配偶者（事実上の配偶者を含む。）のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある者とする。

### (実施申込み)

第3条 法第23条第2項の規定により母子保護の実施の申込みをする者は、「母子生活支援施設入所申込書（第1号様式）」に、次に掲げる書類を添付して、居住地を管轄する福祉事務所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

(1) 浜松市母子保護実施における同意書（第2号様式）

(2) 保護者及び児童の健康診断書

(3) その他必要があると認める書類

2 母子保護実施に際し、以下のような場合には保護の実施を解除することがある旨を説明し、「浜松市母子保護実施における同意書（第2号様式）」により、申込者の同意を得るものとする。

- ・ 申込みの内容に虚偽が認められた場合
- ・ 施設の入所規則を守れず、秩序を乱す場合
- ・ 配偶者ができた場合
- ・ 児童が他の児童養護施設等に保護され、保護者のみの入所となった場合
- ・ 経済的事由の変化があり、母子保護実施の条件を満たさなくなった場合
- ・ その他、福祉事務所長が実施解除の判断をした場合

### (調査)

第4条 所長は、前条の申込書の提出があったときは「母子生活支援施設入所調査票認定調査書（3号様式）」により、入所資格を調査するものとする。

### (母子保護の実施)

第5条 所長は、前条の調査の結果、法第23条第1項の規定による母子保護の実施が必要と認めるときは「母子生活支援施設入所者台帳（第4号様式）」を作成するとともに、申込者には「母子生活支援施設入所承諾書（第5号様式）」により、施設の長には「母子保護実施通知書（第6号様式）」により、それぞれ通知するものとする。

2 所長は、前条の調査の結果、法第23条第1項の規定による母子保護の実施が適当と認められないときは「母子生活支援施設入所不承諾通知書（第7号様式）」により、申込者に通知するものとする。

（退所届）

第6条 施設の退所を希望する者は「母子生活支援施設退所届出書（第8号様式）」を所長に提出するものとする。

（母子保護の実施解除）

第7条 所長は、母子保護実施期間満了前に保護者の母子保護の実施理由の消滅、転出、死亡等によって、母子保護の実施を解除した場合、入所者及び施設の長に「母子保護実施解除通知書（第9号様式）」により、それぞれ通知するものとする。

（費用の徴収）

第8条 法第56条第2項に規定する費用は、細則第12条に定める基準により、徴収するものとする。

（費用の支弁）

第9条 法第51条第3号に規定する費用（以下「保護費」という。）は、その月の初日における入所者に基づいて算定し、当該月の末日までに支弁するものとする。ただし、施設からの請求が遅れたときは、この限りでない。

2 施設の長は、保護費の請求にあたっては、国の定める基準（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に定める各月の支弁額の算式及び支弁の方法に基づいて算定した額をいう。）により、その月の5日までに「請求書」に「内訳書」を添付して、市長に請求しなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。